

令和6年10月24日

担当課：総務事務厚生課
内線：2523
直通：092-643-3092
担当：國崎、砂本

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置物品業者：
住所 福岡県福岡市東区多の津1丁目7番3号
商号又は名称 フジメン株式会社
- 指名停止の期間：
令和6年10月24日から令和7年4月23日まで（6箇月間）
- 事実概要：
フジメン株式会社は、令和6年7月17日に県警本部総務部会計課が行った捜査用メッシュベストほか購入契約に係る一般競争入札において、契約の相手方として決定したにも関わらず、正当な理由なく契約を締結しなかった。
- 指名停止の理由：
上記の事実は、「福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱」別表その2第10号に定める措置要件に該当する。

【指名停止等措置要綱 別表その2第10号該当】

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 10 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県発注物品購入等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内